

る、とされている。しかし現実には、早くも1992年には一般教育を実施するための組織として教養部を持っていた国立大学で、教養部の解体と教育課程の改革が始まられている。これに続いて公私立大学を含む多くの大学で改革の動きが始まっている。改革はおおむね専門教育強化の方向で進められていると見られる。専門教育の拡充は科学・技術の進歩・発展に対応するための措置と解されているけれども、同時に、豊かな教養のうえに専門教育を構築するという、戦後日本の大学教育がもっていた積極的側面が脆弱になることを危惧する声も少なくない。

なお大学の専門教育は、講義のほか、演習、理工系学部の実験・実習、および卒業論文（理工系にあっては卒業研究）指導を重視することを一つの特徴としている。

❖高等学校等の専門教育 高等学校は「高等普通教育及び専門教育を施すこと」を目的としており（学校教育法第41条），建て前としては課程のいかんを問わず、すべての学科において普通教育と専門教育とを合わせ課すべきものと解されている。現実の高校の設置形態には、その専攻により普通教育を主とする学科と専門教育を主とする学科とがあり、1991（平成3）年現在で75%の生徒が在籍する前者においては、専門教育に関する教科・科目を課していないことが多い。専門教育に関する学科の教育課程では、学校による差異は大きいけれども、総単位数のおおむね45%前後を専門教育科目に充てている。なお専門教育に関する学科の大部分は農業、工業、商業、水産、家庭、衛生看護に関する学科で占められているので、高校教育に関しては、「専門教育」が職業教育とほとんど同義で語られる場合が多い。

1961（昭和36）年の学校教育法一部改正により創設された高等専門学校は、「深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成すること」を目的としている（第70条の2）。その授業科目は各学科に共通する一般科目および学科ごとの専門科目に2分されており（高等専門学校設置基準第16条），後者の教育は専門教育と総称される。

また1975（昭和50）年の学校教育法一部改正により創設された専修学校には、入学資格を中学校卒業とする高等課程、高等学校卒業を入学資格とする専門課程、入学資格を問わない一般課程とが

ある。専門課程においては、総授業時数のおおむね80%程度を当該学科の専門教育科目又はこれに関連する授業科目の授業に充てるべきもの（専修学校設置基準第9条）とするなど、専門教育を重視している。専修学校専門課程の在学者は、すでに短期大学のそれを上回っており、専門教育を行う教育機関として重要な位置を占めている。

以上に略述したように、現代日本の教育制度のもとでは、専門教育は、大学、高等学校、高等専門学校、専修学校などの教育の中で、それぞれの学校・学部・学科の目的を実現するために重要な位置を占めている。そのいずれの場合においても、演習や実験・実習を入れるなど、専門教育の在り方自体に工夫がこらされているだけでなく、一般的教養を育成するための普通教育あるいは一般教育との均衡をどうはかるかに苦心がはらわれている。

＜佐々木享＞

►専門教育科目、職業課程、高等教育、高等専門学校

### 専門教育科目

広義には大学の専門教育における教科目を含むが、狭義には、高等学校における「専門教育に関する各教科・科目」を意味する。

1989（平成元）年3月に改訂された高等学校学習指導要領は、各教科とそれに属する科目を大きく2つに区分し、国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語（ただし英語Ⅰなど7科目のみ）、家庭（ただし家庭一般、生活技術、生活一般の3科目のみ）の9教科とこれら教科に属する科目を「普通教育に関する各教科・科目」とし、外国語（具体的にはドイツ語、フランス語で、英語を除く）、家庭（前記3科目を除く）、農業、工業、商業、水産、看護、理数、体育、音楽、美術、英語（ただし前記7科目を除く）の13の教科とこれらに属する科目を「専門教育に関する各教科・科目」と呼んでいる。前者は普通教育科目、後者は専門教育科目と略称される。外国語、家庭の2教科に属する科目には、普通教育科目とされるものと専門教育科目とされるものとがあるわけである。

専門教育科目は、非常に数が多い。最も多い「工業」に属する科目を例にとると、学習指導要領が掲げる74科目のほか、必要に応じてこれ以外の科目を設けることができるとされているので、

実際に存在する専門教育科目は、学習指導要領が掲げているものよりはるかに多い。

高等学校の専門教育を主とする学科（その大部分は職業教育を主とする学科）の教育課程は、当該学科の目標を達成するための30単位以上の専門教育科目と、すべての高校生に必修とされる科目を含む普通教育科目とにより構成されている。総単位数の中の専門教育科目の単位数の比率は学科によりきわめて多様で、最も多い場合を1985年現在についてみると、農業科では102単位中48単位、工業科では96単位中43単位、商業科では102単位中35単位であった。なお学校教育法第41条が高等学校は「高等普通教育及び専門教育を施すことを目的」としていると定めていることからすれば、すべての学科が量の多少を問わず専門教育科目を課すべきものと考えられる。現実に専門教育科目をまったく課さない普通科が少なくないことは、高等学校教育の一つの問題点とされている。

<佐々木享>

►専門教育、高等学校